

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、粟島浦村選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
粟島浦村老人憩いの家	岩船郡粟島浦村内浦 96番地1	集会室	49.60	平成29年9月26日
粟島浦村離島体験滞在 交流施設	岩船郡粟島浦村字釜 屋1113番地4	研修室	69.56	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
粟島開発総合センター	岩船郡粟島浦村字日 ノ見山1491番地8 （旧岩船郡粟島浦村 字日の見山1513番地 の地先）	大会議室	176.00	平成29年9月26日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
集落開発センター	岩船郡粟島浦村釜谷	集会室	91.40	平成29年9月26日